

昭和五十九年人事院規則二一九

人事院規則二一九（人事院の法律顧問）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院の法律顧問に關し次の人事院規則を制定する。

1 人事院に、法第十三条第一項の法律顧問一を置く。

2 法律顧問は、人事院の所掌する事務のうち、法律問題に關する重要事項について、人事院の諮問に答える。

3 法律顧問は、人事院の権限に属する人事行政の基本に關する事項について、人事院に意見を述べることができる。

4 法律顧問は、人事行政に關し識見を有し、かつ、法律に關し学識経験のある者のうちから、總裁が委嘱する。

5 法律顧問の任期は、二年とする。

6 法律顧問は、非常勤とする。